令和７年度後期高齢者医療適正服薬相談勧奨通知作成等業務委託に係る

公募型企画競争実施要領

令和７年２月１９日　事務局長決裁

１　趣旨

　本実施要領は、秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が令和７年度に実施する後期高齢者医療適正服薬相談勧奨通知作成等業務委託に当たり、企画提案を公募し、総合的な評価を行う公募型企画競争の方法により委託候補者を決定するため、必要な事項を定めるものである。

２　業務の概要

(1)委託名

　　令和７年度後期高齢者医療適正服薬相談勧奨通知作成等業務委託

(2)業務内容

令和７年度後期高齢者医療適正服薬相談勧奨通知作成等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3)履行期間

　 令和７年４月１日（火）から令和８年３月１３日（金）まで

(4)契約上限金額

契約額は、５，２９１，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5)その他

　　　 成果品の著作権は、広域連合に帰属する。

３　参加資格

本企画競争に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1)　企画の提案から契約の履行完了まで、一貫して信義に従い誠実に対応できること。

（2） 日本国内に本社・本店を有する法人であること。

(3)　国、秋田県及び広域連合における指名停止等の措置を受けていないこと。

(4)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

(5)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 国税、都道府県税及び市町村等の税を滞納していないこと。

(7)　秋田県後期高齢者医療広域連合入札参加者選定規定（平成１９年２月１日訓令第５号）に基づく入札等有資格業者名簿に登録されていること。

(8)　次の各号のいずれにも該当しない者であること。

　 　ア　代表者又は役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であるもの

　 　イ　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の統制の下にあるもの

　　 ウ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

４　参加表明書等の提出

(1)提出書類

本企画競争に参加しようとする者は、次に掲げる書類を日本産業規格Ａ４で作成し、提出すること。

　　　①参加表明書（様式第1号）

　　　②業務実施体制（様式第２号）

　　　③企画提案書表紙（様式第３号）

　　　④企画提案書（任意様式）

企画提案書は、仕様書に定める目的及び業務内容を踏まえた上で、イメージ図を用いる等極力わかりやすい表現を用い、以下の内容について記載し、３０ページ以内で作成すること。なお、審査に公平を期すため、社名及び社名を連想させるロゴ等を記載しないこと。

|  |  |
| --- | --- |
| １　業務内容 | ・送付物の記載項目及びデザイン案  ・事業効果の検証方法 |
| ２　業務スケジュール | ・業務全体のスケジュール |
| ３　業務実施体制 | ・業務を遂行するための組織体制 |
| ４　業務実績 | ・同種、類似業務の実績 |
| ５　その他 | ・提案の独自性や事業効果を高めるための工夫 |

　　　⑤再委託調書（様式第４号）

　　　　　業務の一部を他社に再委託する場合のみ提出すること。

　　　⑥提案見積書及び見積内訳書（任意様式）

　　　　　消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

　　　また、広域連合の入札参加資格を有する者として認定を受けていない者が本企画競争に参加しようとする場合は、入札参加資格審査申請書類を併せて提出すること。

　　 　 【入札参加資格審査申請書類ダウンロード用ホームページ】

　　　　 URL：https://www.akita-kouiki.jp/procure/

（調達情報：令和７年度－８年度入札参加資格審査申請について）

（2）提出部数

・①②③⑤⑥については、各１部提出すること。

・④については、左綴りしたものを１部とし、これを９部（正本１部＋写し８部）提出すること。また、Ａ４以外のサイズを用いる場合はＡ４サイズに折り込むこととする。

（3）提出期限、提出場所及び提出方法

①提出期限　　令和７年３月１２日（水）１６時まで

　　　②提出場所　　広域連合業務課事業企画班

　　　③提出方法　　持参又は郵送（提出期限までに到着するものに限る。また、配達記録が残る方法を利用すること。）

（4）内容等についての質問及び回答方法

①質問の方法　　質問書（様式第５号）を使用し、「10 担当部局」に電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず電話により到達を確認すること。

②受付期限　　　令和７年３月５日（水）１６時まで

　　　③回答の方法　　令和７年３月６日（木）１６時までに質問者に電子メールにて回答するとともに、広域連合ホームページに掲載する。質問者の名称等については公表しない。

５　審査

受託者の特定に当たって、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を次のとおり実施する。

　（1）実施方法

　　ア　Ｗｅｂ会議方式（Ｗｅｂ会議ツール「Ｚｏｏｍ」を使用）でのプレゼン等の内容を個々に審査する。

　　イ　持ち時間は４５分以内（提案者からの説明３０分以内、質疑１５分以内）とする。

　　ウ　プレゼン等の順番は、参加表明書等が広域連合に到達した順とし、後日広域連合から通知する。

　　エ　プレゼン等の説明者は、本業務を直接担当する予定の者が行うこと。

　（2）実施日及び場所

　　ア　実施日　　令和７年３月１４日（金）　午後

　　　　　　　　　※所要により上記期日に実施できない場合は日程を調整し、令和７年３月１７日（月）に実施する。

　　イ　場　所　　広域連合会議室（広域連合ホストのＺｏｏｍに提案者が参加）

　　　　　　　　　※当日の待機方法等は、別途広域連合から通知する。

　（3）評価基準

　　　２００点を満点とし、評価項目別に次のように配点する。

【審査評価表】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目及び評価内容 | | 評価点 | | | | |
| 優 | 良 | 普 | 不良 | 不可 |
| 実績 | ①類似業務の実績  ・地方公共団体等で同様の業務の豊富な実績。  （３０点） | ３０ | ２０ | １０ | ５ | ０ |
| 実施体制 | ①業務実施体制  ・実績に基づく専門的知識や実務経験。  ・業務を実施する人員配置や実施体制。  ・有識者等のバックアップ体制。  ・トラブル発生時の迅速な対応。  （２０点） | ２０ | １５ | １０ | ５ | ０ |
| ②個人情報保護の管理体制  ・ＩＳＭＳ認証又はプライバシーマークの有無。  ・業務履行中及び業務終了後のデータの管理体制。  （２０点） | ２０ | １５ | １０ | ５ | ０ |
| 企画提案の内容 | ①勧奨候補者の抽出方法  ・効果的な抽出方法。  （２０点） | ２０ | １５ | １０ | ５ | ０ |
| ②勧奨通知文書の内容及びデザイン  ・効果的な内容及びデザイン。  （４０点） | ４０ | ３０ | ２０ | １０ | ０ |
| ③業務スケジュール  ・調整や打ち合わせ機会の確保。  ・納品までの適切なスケジュール管理。  （２０点） | ２０ | １５ | １０ | ５ | ０ |
| ④適切な効果検証  ・次年度以降事業に寄与しうる年度末報告。  （３０点） | ３０ | ２０ | １０ | ５ | ０ |
| その他 | ①適正な経費の見積  （２０点） | ２０ | １５ | １０ | ５ | ０ |
| 合　　計 | | ２００点満点 | | | | |

・提出された企画提案書等によるプレゼンテーションの審査会を開催し、上記審査評価表に基づいて、原則、審査会同日に評価、採点する。

・各委員の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を受託候補者とする。

・同点の場合は、審査会委員の協議により受託候補者を決定する。

・企画提案が１社であった場合でも、評価を実施した上、審査会委員の協議により業務履行能力を判断する。

６　日程

　企画競争実施の公告　　　　　　　　　令和７年２月１９日（水）

　質問の受付期限　　　　　　　　　　　令和７年３月　５日（水）

　質問への回答　　　　　　　　　　　　令和７年３月　６日（木）

参加表明書及び

企画提案書の受付期限　　　令和７年３月１２日（水）

　プレゼン等の審査　　　　　　　　　　令和７年３月１４日（金）

　審査の結果通知　　　　　　　　　　　令和７年３月１８日（火）

契約締結　　　　　　　　　　　　　　令和７年３月２４日（月）

業務開始　　　　　　　　　　　　　　令和７年４月　１日（火）

７　契約の締結

　委託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が調い次第、随意契約の手続を行うものとする。その際は、特定された委託候補者は改めて見積書を提出するものとする。

　なお、協議が調わないときは、次点の企画提案書の提案者と協議する場合がある。

（1）契約保証金　　　　　　　　無し

（2）契約書作成の要否　　　　　契約書を作成する。

（3）支払条件　　　　　　　　　検収に合格すること。

８　参加表明書及び企画提案書の無効

　　次の事項に該当する場合は、提案者を失格とする。

（1）提出方法、提出先及び提出期限に適合しないとき。

（2）虚偽に基づく参加表明又は企画提案を行ったとき。

（3）参考見積書の金額が契約上限額を超過したとき。

９　その他留意事項

（1）本企画競争における書類等の作成、提出等の一切の費用は、提案者の負担とする。

（2）手続において使用する言語は日本語、通貨は円とする。

（3）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

（4）提出書類は返却しないとともに、委託候補者の特定作業及び企画提案書の評価の目的以外に提案者に無断で使用しない。なお、特定作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

（5）企画競争の結果、特定された委託候補者を公表する。また、提出された企画提案書は、公平性、透明性、客観性を期すため公表することがある。

（6）業務の一部を他社に再委託する場合は、事前に広域連合の承認を受けることとする。

10　担当部局

　　〒０１０－０９５１　秋田県秋田市山王四丁目２番３号　秋田県市町村会館１階

　　秋田県後期高齢者医療広域連合事務局業務課事業企画班　担当：柴田　大和

　　電話：０１８－８５３－７１５５

　　ＦＡＸ：０１８－８５３－０６１１

　　電子メール：a-kouiki@aria.ocn.ne.jp